

蟹江町と愛知大学との連携・協力に関する協定書

蟹江町と愛知大学は、相互の立場を尊重し、対等・平等の理念に基づき、多様な分野で連携・協力していくために協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、蟹江町と愛知大学が包括的な連携・協力のもと、まちづくり、生涯学習、文化、福祉、産業振興など多様な分野で相互に協力し、地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 蟹江町と愛知大学は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 「水郷の里」を施策の重点プログラムとした地域のまちづくりの推進と人材の育成
- (2) 生涯学習、文化、福祉、健康の向上
- (3) 地域産業、地域ビジネスの振興
- (4) 地域の国際交流
- (5) その他必要と認める事項

(地域連絡協議会の設置)

第3条 前2条に定められた連携、協力を進めるために、蟹江町と愛知大学が地域連絡協議会を設置する。

2 地域連絡協議会の設置に関する要綱は、別に定める。

(期間)

第4条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了2ヵ月前までに、蟹江町と愛知大学のいずれからも改廃の申し出がない場合には、自動的に更新される。

(その他)

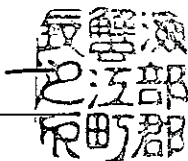
第5条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及び成果の利用条件等の必要な事項については、蟹江町と愛知大学が協議して別に定めるものとする。

この協定書は2通作成し、蟹江町と愛知大学がそれぞれ1通を保管する。

2011年5月17日

蟹江町長

横江 淳



愛知大学長

佐藤 元彦

